旭川市立東陽中学校学校いじめ防止基本方針



平成26年4月 (令和4年4月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全 な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な 危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。今後も、いじめの指導支援には、学校が組織的に総力を挙げて対応していくことが必要です。

いじめの問題は,人間関係のもつれ等に起因しているため,生徒や教職員,保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え,家庭や地域と連携し,学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心 して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじ めが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか 否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、 法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在 や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や 人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、 自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め 合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。い じめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどう かを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び4年度の目標(指標)

(1) 令和3年度の実情

- ① 令和3年度の認知について
 - ○全て解決し、解消しており、再発もない状態である。
- ② いじめアンケートの結果
 - ○「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」
 - ・・・令和3年度(94%)
 - ○「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」
 - • 令和3年度(0.1%)

(2) 令和4年度の目標

- ① 教育活動全体を通して、いじめのない学校を目指すとともに、いじめの早期発見・早期対応に努め、「いじめ解消率を100%」とする。
- ② 「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」の問いに「そう思う」と回答する生徒を100%にする。
- ③ 生徒の主体的な活動を推進し、いじめの未然防止に努める。
- ④ 生徒とのコミュニケーションを大切にし、信頼される学校づくりを推進し、 学校組織としての予防に努める。

(3)組織的な対応の推進

すべての生徒が安心して、学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが発生しないように、いじめ問題への組織的な対応体制を確立する。

- ①いじめ防止を重点目標への位置づけと対策チームの設置
- ②教師と生徒との信頼関係づくり ③教職員のアンテナの感度を上げる
- 4教職員の情報交換のシステム化
- ⑤予防のための研修会の実施(教職員・保護者・生徒たちへのプログラム)

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針(生徒版)を策定する。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 生徒会が中心となり、全ての生徒がいじめ防止の意義を理解し、主体的に参加できるような活動の工夫を図る。

本校の取組

① いじめ撲滅集会の実施

「いじめは絶対に許されない」ということを全校生徒で再確認し, 東陽中学校が安心で安全な生活を送ることができるようになることを目的としている。

○ 令和3年度は「いじめについて、いじめを生み出されないために」を題材に 実施し、寸劇を行い、全校生徒にわかりやすく、いじめについて考えてもらえ るように工夫した。

② 他の生徒との関わりを大切にした企画の設定

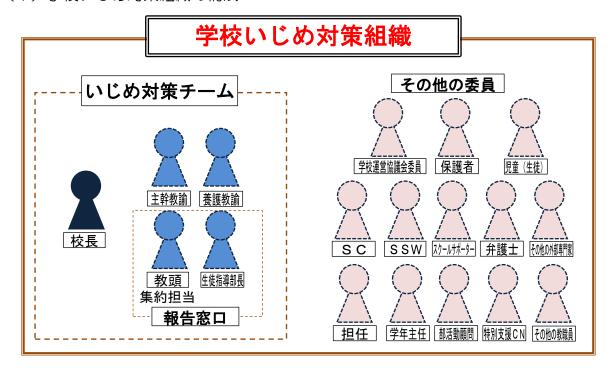
各学年で行われるスポーツ大会や学年レク、学年を超えて実施される「明日を 拓く集い」や「3年生を送る会」など、生徒会本部や学年協議会、専門委員会が 中心となって活動を行う。

③ その他啓発活動

生活・学習Actサミットの協議内容の交流 生徒会便りの発行 あいさつ運動の実施

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見•事案対処

- ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の 問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む) があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,及び関係生徒に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- オ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録と保管

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ア)本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施
- ウ)本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

本校は、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、本校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。 本校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議 や校内研修において周知し,教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針(生徒版)の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実,読書活動・体験活動などの推進により児 童生徒の社会性を育む取組を進める。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するととも に、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する 取組を進める。
- 幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助 長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感,社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,チェックシートの活用,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝(登校前)】	
口 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。	
口 朝になると体の具合が悪いと言い,学校を休みたがる。	
口 遅刻や早退がふえた。	
□ 食欲がなくなったり,だまって食べるようになる。	
【夕(下校後)】	
ロ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。	
口 勉強しなくなる。集中力がない。	
□ 家からお金を持ち出したり,必要以上のお金をほしがる。	
口 遊びのなかで,笑われたり,からかわれたり,命令されている。	
口 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。	
【夜(就寝前)】	
口 表情が暗く,家族との会話も少なくなった。	
\square ささいなことでイライラしたり,物にあたったりする。	
口 学校や友だちの話題がへった。	
口 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。	
口 パソコンやスマホをいつも気にしている。	
ロ 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。	
【夜間(就寝後)】	
□ 寝つきが悪かったり,夜眠れなかったりする日が続く。	
口 学校で使う物や持ち物がなくなったり,こわれている。	
□ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。	
口 服がよごれていたり,やぶれていたりする。	

いじめ発見・見守りチェックリスト

	年	組	記入者		_ 【記入	. 🖯	月	\Box
次	の項目に記	亥当する生	E徒がいる場	合は、横に名前を記載し	てください	· \ ₀		
	「「「防」でするです。」では、「おりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(R) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	がす… 室… た調過た持… ずわ等に… が増時… 保… る訴す…さ… 元とがい… できだい… で見た… さんらず… ていた… がたっといた… がたっといた… がんち… いき	えた。又は,すぐに保健の付近でよく見かける。 が多い。 の,使い走りをさせられ ない。 ない。 されたり,落書きされた ることがある。	室…又たりに…はりり,り 〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕〔〕〔	生徒氏	5名	
	教室にい 学習意欲 発言したり グループ	が減退した り、褒めら 編成の際に を編成する	て入ってくる たり, 忘れ物 れたりすると こ, 所属グル ると机を離る	る。	(る。 (る。 (生徒日	氏名)
	ゴミ捨て 一人で下 一人で部 部活動を	に一人だ! など,人(校するこ。 活動の準(休み始め,	ナ離れて掃除 の嫌がる仕事 とが多い。… 構や後片付け 急に部活動	余している。 『をいつもしている。… けをしている。 がを辞めたいなどと言い。	((出す。(生徒[氏名	

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命,身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは,直ちに警察等関係機関と連携し,適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター(警察経験者)など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた 指導を行う。
- 事実関係の確認後,当該保護者に連絡し,以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める とともに,継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない 場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を 深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の 関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

○ 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守る ことを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を 十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく 指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、生徒を見守り支えることが大切で す。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
 - いじめを受けた生徒や保護者
 - 学級担任

- 周囲の生徒や保護者 養護教諭等学級担任以外の教職員 スクールカウンセラー(SC) その他
- 生徒アンケート調査や教育相談 学校以外の関係機関や地域住民

- <いじめの報告>
 - 把握者
 - 報告窓□→集約担当→ 校長•教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導万針等の決定(いじめ対策組織会議)】 口事実関係の把握 口いじめ認知の判断

□「いじめ対処プラン」の作成(指導方針,指導方法,役割分担等の決定) □全教職員による共通理解 □SCや関係機関等との連携の検討



【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援 〇 いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導 SCなどによる心のケア

Ŏ	関係機関(教育委員会、警察、子ども総合相談センター)との連携				
	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒		
学校	□組織体制を整え、いじめを 止めさせ、安全の確保及び 再発を防止し、徹底して守 り通す。 □いじめの解消の要件に基づ き、対策組織で継続して注 視するとともに、自尊感情 を高める等、心のケアと支 援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり, はやし立てたりする行為は許されないことや, 発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え, いじめをなくすため, よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。		
家庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、 家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	回いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。		

いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



【再発防止に回けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - □事実の整理、指導方針の再確認
 - ロスクールカウンセラーなど外部 の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - 口生徒指導体制の点検・改善
 - □教育相談体制の強化
 - 口児童生徒理解研修や事例研究 等, 実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改 善• 充実
 - □生徒の居場所づくり, 絆づくり など, 学年・学級経営の一層の
 - 口道徳教育の充実等, 児童生徒の 豊かな心を育てる指導の工夫
 - 口分かる授業の展開や認め励まし 伸ばす指導, 自己有用感を高め る指導など,授業改善の取組
- 家庭, 地域との連携強化
- 口教育方針やいじめ防止の取組等 の情報提供や教育活動の積極的 な公開
- □学校評価を通じた学校運営協議 会等によるいじめの問題の取組 状況や達成状況の評価
- □生徒のPTA活動や地域行事へ の積極的な参加による豊かな心 の醸成

いじめの解消 7

学校は,単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく,少なくと も、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじ めを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等 により確認します。

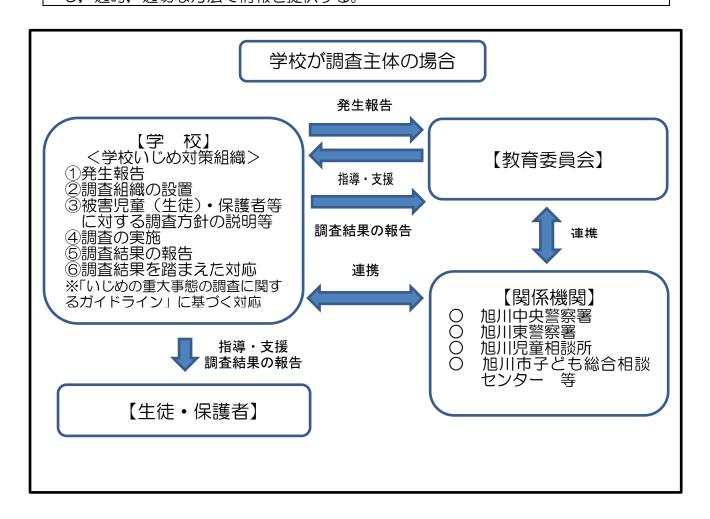
学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。 り通し、その安全・安心を確保する。)学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察する。

いじめの重大事態への対応 8

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガ イドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は,重大事態が発生した場合,速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策 組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を 実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対 し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者,地域等と連携して,いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 〇 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者) 等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮 しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとと もに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

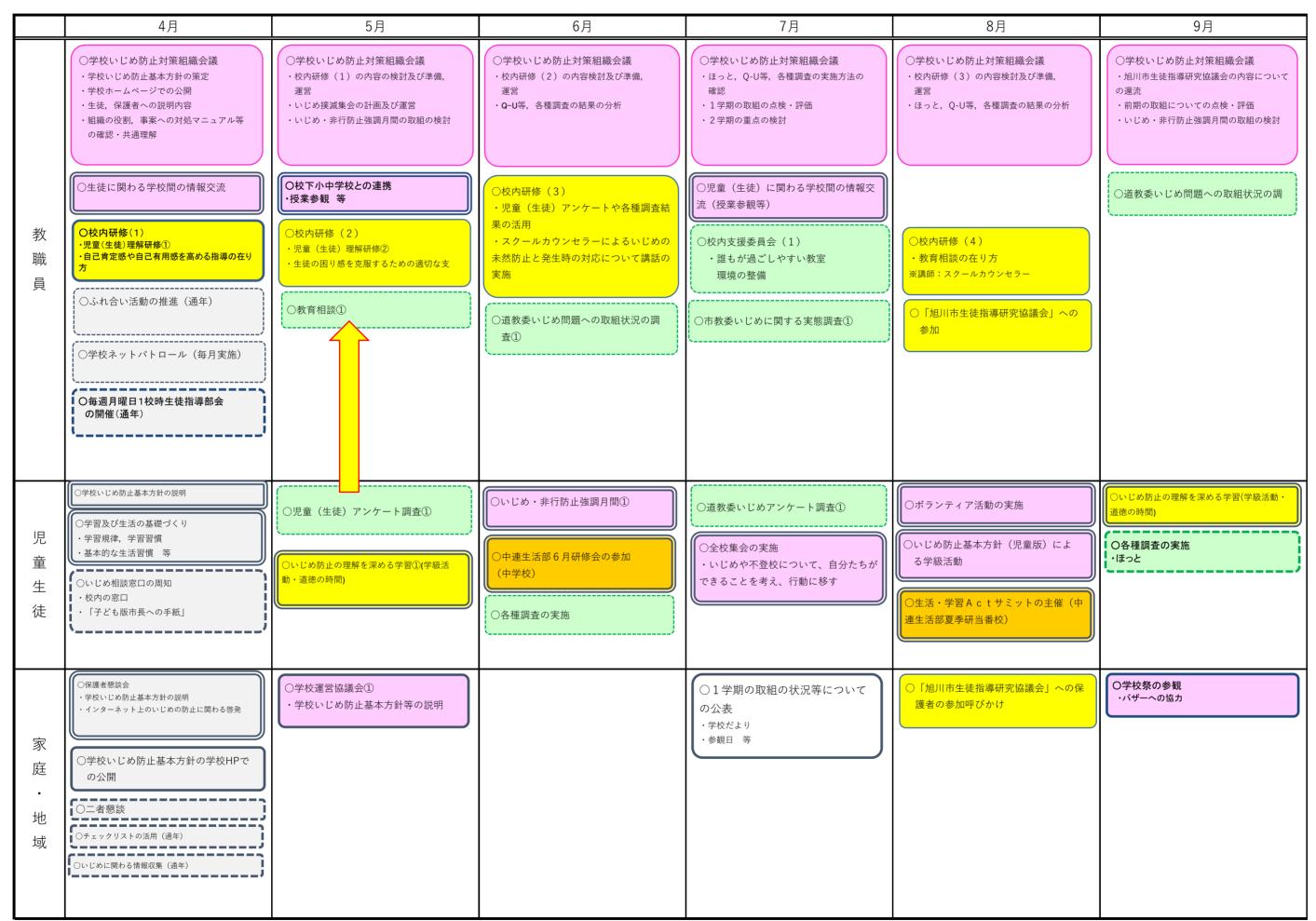
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、 情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的,計画的に情報モラル教育を進めるとともに,保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除 を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求 める。

保護者の役割

- 〇 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 〇 保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を 公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで 知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。



	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備,運営 ・後期の重点的な取組 ・Q-U等,各種調査の結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○児童(生徒)に関わる学校間の情報	○学校いじめ防止対策組織会議・学校評価の結果の分析・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備, 運営 ・1年間の取組についての点検・評価	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止 基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下小中学校との連携
教職員	○校内研修(5)・児童(生徒)理解研修②・PDCAサイクルによる指導法の検証と改善策の提案	○道教委いじめ問題への取組状況の調 ○校内研修における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業の実施	交流 (授業参観等) ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいて		・インターネット上で行われるいじめへの 対応 〇校内支援委員会(3) ・居心地の良い学級になるため絆作り	・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
	・スクールカウンセラーによる指 ○教育相談②		○校内支援委員会(2) ・生徒にとって自校に誇りをもてる絆づくり ○市教委いじめに関する実態調査②			
- 児 童 生 徒	○児童(生徒)アンケート調査② ○いじめ・非行防止強調月間②	○校内研修における「いじめ」をテーマと した道徳の時間の授業	○道教委いじめアンケート調査② ○生活・学習Actサミットを受けた 小・中学校連携した取組の実施 ○ネット安全教室の実施	○中連生活部 1 2 月研修会における取組の報告	○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○全校集会の実施・今年度の活動を振り返って(成果と課題の確認・次年度への意欲をもつ)
家庭・地域	○PTA南部プロック講演会への保護者の参加呼びかけ	O旭川市PTA連合会研究 大会への保護者の参加 呼びかけ	 ○ 2 学期の取組の状況等についての公表・学校だより・参観日等 ○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ 	〇学校評価結果の公表 ・学校だより等	○学校運営協議会②・1年間の取組状況の説明・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○3学期の取組の状況等について の公表 ・学校だより等

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - <電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310(24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110(ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立東陽中学校 TEL34-3047